

令和4年度 事業計画

I 策定基調

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みを経験したが、再び回復基調に向かって動き出している。

政府は、新たなオミクロン株感染症への対応を図りながら、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにし、新しい資本主義の実現に取り組み、経済の再生と所得の向上を実現するとの見通しを示している。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、燃料価格高騰に係る対応をはじめ貨物自動車運送事業法の改正に伴う「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の収受が図られるよう全力を傾注する。そのほか、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、高速道路料金の割引など使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXの推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、持続可能なトラック運送業界の実現を図るため、環境・SDGs対策をすすめることとしている。

については、令和4年度においては、下記8項目を最重点施策、5項目を重点施策として位置づけ、関係行政機関・全日本トラック協会など関係団体と一層緊密に連携し、II施策に記載する諸施策を積極的に推進する。また、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現、運輸事業振興助成交付金の満額交付について要望活動を行う。

これら事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努める。

[最重点施策]

- 1 燃料高騰対策等の推進
- 2 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受
- 3 荷主対策の深度化の推進
- 4 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- 5 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- 6 交通及び労災事故の防止対策の推進
- 7 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 8 新技術を活用した物流DXの推進

[重点施策]

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 環境・SDGs対策の推進
- 3 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- 4 災害発生時における緊急輸送体制の確立
- 5 新型コロナウイルスへの対応

II 施策

1 燃料高騰対策等の推進

トラック運送業界は、新型コロナウイルス感染拡大の中においても、国民の暮らしや我が国の産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、我が国の経済活動に貢献している。

地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを今後も安定的に提供していくため、関係行政機関・全日本トラック協会など関係団体とも連携しながら燃料高騰対策等を推進する。

(1) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

- ① 政府与党及び行政機関等に対し、燃料高騰分の価格転嫁のための対策（燃料サーチャージ等）、燃料税制対策、補助支援制度の創設、供給量増加によるエネルギー価格低廉化方策の実施等について、強力に要請する。
- ② 燃料サーチャージの収受に向けて、リーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開し、事業者が収受できるような環境整備の充実を図る。

2 輸送秩序確立対策

トラック運送事業の使命は、物資の安定供給と安全輸送の確保であり、輸送秩序を確立することが重要である。そのためには、長時間労働の是正、適正運賃・料金の収受及び輸送の安全を阻害する行為の防止、さらに貨物自動車運送事業法の改正に伴う主要施策の一体的な取り組みが必要である。

また、安全・安心なトラック輸送への信頼を確かなものとし安全対策に積極的に取り組むとともに、荷主とトラック運送事業者とのパートナーシップの確立に向け次の諸施策を推進する。

これらの取り組みを実効性のあるものとするため、事業の実施に当たっては、関係行政機関と連携を図る。

(1) 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受

- ① 「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受
 - ア 荷主等に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることについて積極的に広報・周知活動を行う。
 - イ 標準的な運賃と自社の原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催する。
 - ・ 原価計算活用セミナーの開催。
 - ・ 物流セミナー、荷主懇談会等の開催
 - ・ 燃料サーチャージの導入促進

(2) 荷主対策の深度化の推進

- ア 事業者の違反原因行為をしている荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。
- イ 国土交通省（兵庫陸運部）と連携し、事業者の違反原因行為をしている荷主情報を収集する。

(3) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応

- ① 長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応
 - ア 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の適切な開催・運営に取り組み、近畿運輸局・兵庫陸運部及び兵庫労働局と連携を図る。
 - イ 令和5年4月からの月60時間超の時間外割増率50%の中小事業者への適用について、幅広く周知を図り、時間外労働上限規制への対応状況を把握する。
 - ウ 「同一労働・同一賃金」について、判例を踏まえた考え方や必要な対策等をセミナー等

を通じて周知徹底を図る。

エ 職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進を図る。

② 改善告示基準の見直しに向けた対応

厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」で検討されている改善基準告示の見直しの内容を会員事業者に積極的な周知を図る。

③ ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主やトラック運送業界に引き続き周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに対し、積極的な対応を図る。

(4) 輸送秩序の改善や確立のための委員会、会議等の開催

① 委員会の開催

ア 輸送秩序確立委員会

イ 輸送秩序確立小委員会

② 神戸運輸監理部兵庫陸運部との情報交換

・輸送秩序改善連絡会（通称：三木会）の定期的な開催

3 適正化事業推進対策

終息の見通しが見えないコロナ禍により、厳しい経営環境が続く中、未だ過労運転や社会保険未加入など不適切な事業運営が散見され、適正に事業運営を行う事業者にとって公正な競争が阻害されかねない状況にあることを鑑み、貨物自動車運送事業法第38条に基づき近畿運輸局長から指定を受けた「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関」として、引き続き関係行政機関の指導の下、適正化事業の効果を発現するため次の諸施策を展開する。

(1) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底

① 巡回指導による法令遵守の徹底

ア 新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度を考慮し、より効果的・効率的な巡回指導の実施を推進

イ 巡回指導における改善指導事項のフォローアップの徹底

ウ 巡回指導目標件数：840件/年（1ヶ月あたり平均70件）

エ 法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、兵庫陸運部への適正化情報システムを通じた迅速な情報提供

② 交通事故防止等安全対策の推進及び適正な運行管理の指導・啓発

③ 今年度中に示される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の見直しについて事業者への積極的な周知を図るとともに、現行の改善基準告示を遵守した労務管理・運行管理を徹底

④ 深夜早朝時における対面点呼の実施率向上を図るため、運行管理補助者制度の活用を含む運行管理体制の整備促進

⑤ 自動車の定期点検（3ヶ月点検）の実施率向上

⑥ 適性診断受診の推進

⑦ 指導及び監督の指針（国交省告示）一部改正に関する事業者指導の徹底

⑧ 社会保険・労働保険の未加入・未納に対する指導

⑨ 運輸安全マネジメント制度の一層の定着と取組みの深度化・高度化の推進

⑩ 関係法令の改正に伴う情報提供及び事業者指導

⑪ 行政（兵庫陸運部）との連携による事業者指導

⑫ 適正化事業指導員に係る研修の充実、資質の向上

(2) 安全性評価事業の推進

効果的な広報啓発、巡回指導による新規申請事業所の掘り起こし等を通じ、安全性評価事業（Gマーク制度）認定取得率の向上を図る。

- ① 広報啓発活動の展開(兵ト協ニュース、一般紙による広報)
- ② Gマーク制度申請説明会の開催
- ③ 荷主や一般市民に「Gマーク事業所」の認知度を高めるための取り組み

(3) 消費者対策

- ① 引越講習の充実、引越事業者優良認定制度の推進
- ② 改正標準引越運送約款等の周知
- ③ 引越、宅配に関する輸送相談等の充実強化
- ④ 苦情申告への的確、迅速な対応
- ⑤ 行政機関や消費者相談センターとの情報交換による的確・迅速な対応の推進

(4) 啓発活動等

- ① 物流セミナーの開催
- ② 荷主懇談会の開催

(5) 行政との連携強化等

- ① 適正化事業実施機関の中立性・透明性保持を目的とした兵庫県評議委員会の開催
- ② 近畿ブロック適正化事業連絡会議における近畿運輸局との情報交換
- ③ 兵庫陸運部と連携し、速報制度や行政からの指導要請に基づく特別巡回指導への的確な対応
- ④ 兵庫陸運部が要請する現地調査等への協力
- ⑤ 兵庫県過積載防止対策連絡会議に参画
「過積載運行の根絶」合同キャンペーンの展開
- ⑥ 適正化事業指導員と兵庫陸運部担当官との巡回指導結果報告定例会議（毎月1回開催）

4 交通及び労災事故防止対策

「トラック事業における総合安全プラン2025（2025年までに死者数と重傷者数の合計970人以下）」の達成に向け、数値目標として設定された「車両台数1万台当たりの死者数と重傷者の合計を6.5人以下、飲酒運転事故件数ゼロ」を目指し、次の諸施策を推進する。

(1) 交通事故防止対策

- ① 事業者、運行管理者、初任運転者等を対象とした研修会等の開催
 - ア 交通事故防止大会
 - イ 事故防止研修会
 - ウ 運輸安全マネジメントセミナー
 - エ 初任運転者特別講習
 - オ 健康起因事故防止対策セミナー
 - カ 運行管理者試験事前講習
 - キ トレーラ適正使用、特殊車両通行許可関係講習等
- ② 優秀なトラックドライバーを育成するため、「トラックドライバーコンテスト」の開催
- ③ 適性診断をより効率的に受診するためのナスバネット機器の貸出し
- ④ ドライバー教育用教材（DVD）の貸し出し
- ⑤ 100日間の無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ100」の実施
- ⑥ 春・秋の全国交通安全運動、県等の主唱する安全運動期間中に県下でのパトロール、キャンペーン等の実施
- ⑦ 県下の小学校等において児童、老人を対象にした「トラック交通安全教室」の開催
- ⑧ 県下の新入小学生へ小学校を通じ「交通安全啓発下敷」の贈呈
- ⑨ 交通、労働災害事故の防止等を目的とした、「正しい運転・明るい輸送運動」（全ト協主唱）の実施
- ⑩ 近畿運輸局が実施する「年末年始の安全総点検」への協力
- ⑪ 交通安全祈願祭、交通事故犠牲者慰霊祭の実施

⑫ 貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う対応

(2) 交通事故防止対策としての機器導入、取り組みに対する助成

① 機器等導入に対する助成

- ア ドライブレコーダー
- イ EMS（デジタルタコグラフ）
- ウ 安全装置（バックモニター等）
- エ アルコール検知器
- オ 血圧計

② 取り組みに対する助成

- ア 適性診断（一般、初任、適齢：ナスバネット含む）受診料
- イ 適性診断活用講座受講料
- ウ 運行管理者一般講習・基礎講習受講料
- エ 運転経歴証明書交付手数料
- オ ドライバー等安全教育訓練受講料
- カ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）診断検査料
- キ 健康診断受診料及び脳ドック受診料

(3) 労働災害事故の防止

- ① 改善基準告示の遵守、過労防止対策の推進
- ② 研修会を通じた労働災害事故防止等の啓発活動の実施
- ③ 荷積み・荷下ろし等の荷役作業時の労災事故防止のために作業環境改善について、荷主への理解・協力要請
- ④ 巡回指導時に啓発リーフレットを活用した情報提供、相談業務の推進
- ⑤ 健康診断の受診、睡眠時無呼吸症候群（SAS）等対策の推進
- ⑥ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部との連携を密にし、労働災害防止に向けた諸活動の実施

5 環境・省エネ対策

社会との共生を図りトラック運送業界の持続的発展を目指すため、地球環境の保全、環境負荷の低減に向けた業界の自主的取り組みである環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえつつ、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進するとともに関係行政機関や全日本トラック協会と連携を図りながら、次の諸施策を積極的に推進する。

(1) 環境対応車導入促進及び最新規制適合車への代替促進

- ① 環境対応車（CNG車、ハイブリッド車）等の購入、リースに係る費用の一部助成
- ② 最新規格適合車購入資金借り入れに対する利子補給

(2) エコドライブの促進

- ① NOx、PMの排出削減、燃料消費削減対策としての機器の導入等に対する助成
 - ア EMS関連機器導入費用
 - イ エコタイヤ装着費用
 - ウ アイドリングストップ促進のための蓄熱マット等補助装置導入費用の助成
- ② エコドライブ研修の受講促進のための助成
 - ・エコドライブ研修受講費用

(3) グリーン経営等の認証取得の促進

- ・「グリーン経営」や「ISO14001」等の認証取得費用の助成

(4) 排ガスクリーン化対策

- ① 車両点検整備の確実な実施の促進
- ② 不正軽油排除の促進

(5) 環境キャンペーン運動等の実施

- ・エコドライブ推進月間（11月）における環境キャンペーン・エコドライブ運動等の実施
 - ア 環境キャンペーン運動の実施
 - イ エコドライブ運動の実施
 - ウ 環境に関するフォーラム等の実施

6 緊急輸送対策

大規模災害発生時に国や地方自治体と連携し、緊急・救援物資輸送を優先かつ迅速に行うため次の諸施策を実施する。

- (1) 災害の発生を想定した緊急物資輸送訓練の実施
- (2) 緊急物資輸送体制に必要な防災備品及び通信網の整備
- (3) 兵庫県等関係行政機関が実施する防災訓練、計画等への参画
- (4) 緊急物資輸送に必要なマニュアルや協力体制（会員の車両内容や連絡体制）の見直し

7 税制対策等

軽油引取税の廃止、自動車関係諸税の軽減や高速道路通行料金の引き下げ等について、全日本トラック協会と連携した諸施策、国、関連団体への要請活動を行う。

- (1) 軽油引取税の旧暫定税率廃止等税負担の軽減
- (2) 自動車関係諸税の簡素化、軽減化の実現
- (3) 高速道路通行料金の引き下げ、大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の充実、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

8 中小企業・近代化対策

トラック輸送事業の経営革新を図るため、全日本トラック協会と連携し、中小企業の効率的な事業経営の促進、輸送効率の向上を図るため、次の施策を実施する。

- (1) 経営改善への取り組み、効率的な事業経営の促進
 - ① 総合経営診断受診の促進
 - ② 経営分析のための経営実態調査の実施
 - ③ 信用保証協会保証料助成事業の実施
 - ④ 原価意識向上セミナーの開催
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透を推進
 - ① 「標準的な運賃の告示」に関する講習会の開催
 - ② 兵ト協ニュース及びHPによる広報
- (3) 輸送効率向上とIT化の促進

- ① 求荷求車情報ネットワークの推進
- ② IT活用セミナーの開催

9 労働力の確保及び人材育成

近年、少子高齢化の進行等により、トラック運送事業においても良質な労働力を確保することが困難となっているため、次の施策を実施する。

(1) 労働力確保対策の推進

- ① 若年者、女性、高齢者等少子高齢化に対応した労働力確保対策の推進
 - ア 人材確保等各種研修会・説明会の実施
 - イ 行政、各種団体と連携した労働力確保対策の強化
- ② 運転免許取得に対する助成
- ③ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」への参画等による長時間労働の抑制に向けた対策の推進
- ④ 「運転者職場環境良好度認証制度」（愛称：働きやすい職場認証制度）周知に向けた講習会の開催
- ⑤ テールゲートリフター導入に対する助成
- ⑥ ドライバーの求人募集に係る費用の助成（求人情報媒体への広告掲載費用の一部助成）

(2) 人材育成対策の支援

- ① 中小企業大学校の各種講座受講支援
- ② 青年部会・女性経営者部会の活動支援

10 広報対策

協会の取組や事業を広く一般市民に理解してもらうとともに、会員に対し、事業等の周知、啓発を行うために、次の活動を行う。

(1) ホームページ、月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行等

- ① ホームページを更新し、市民や会員への広報、啓発
- ② 月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行による会員への広報
- ③ 必要に応じ、マスコミやポスターを通じた広報、啓発
- ④ その他必要に応じた広報活動

(2) トラックの日（10月9日）のPR活動

- ・トラック輸送が物流の基幹産業として果たす役割の重要性を広くPRするため、トラックの日（10月9日）を中心に、全ト協と協調し多彩な広報活動、イベント等を実施する。
 - ア PRイベントの実施、各種メディアを通じてのPR
 - イ 県下各地での街頭PR

(3) 労働力確保及び業界イメージ向上のための広報の充実

- ① 一般市民向け業界イメージ向上のための広報の充実
- ② 女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者向けにトラック運送業界の社会的役割、職業としての魅力等をアピールする方策の検討・実施

(4) 貨物自動車運送事業法の改正についての広報活動

会員に周知及びその理解度の深化を図るとともに、荷主・関係団体に対して積極的なPR活動を図る。

(5) 一般消費者への周知活動

- ① 引越事業者優良認定制度(安心マーク)の認知度向上
- ② 引越繁忙期における引越分散等について周知と促進

11 地区輸送サービスセンター活動の強化等

トラック運送事業に関し、市民に対する情報の提供や利用者からの苦情に対応し、安全で安心できる良質のトラック輸送サービスの向上を図るため、地区輸送サービスセンターでの諸活動の強化を図る。

- (1) 市民に対する改正標準引越運送約款や新消費者保護関連法令に関する情報等の提供
- (2) 荷主、一般消費者からの苦情や相談業務への適切な対応
- (3) 交通事故防止や環境保全等に関する啓発運動等の積極的な実施
- (4) 地区輸送サービスセンター指導員及び相談員との連携強化

12 業種別専門輸送対策

部会において、業種別諸課題について迅速かつ的確な対応を図る。

13 その他

- (1) 会館管理等
 - ・兵庫県トラック総合会館、西部研修会館、及び地区輸送サービスセンターの効率的な管理運営を行う。
- (2) 運輸事業振興助成交付金
 - ・運輸事業振興助成交付金の適正、確実な交付要請を行う。